

第 6 章

届出制度

第 6 章 届出制度

「居住誘導区域外」又は「都市機能誘導区域外」での開発行為や建築を行う場合や、「都市機能誘導区域内」で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合は、これらの行為 30 日前までに、市長へ届出が必要となります。

◎居住誘導区域外において届出が必要となる行為

- ① 3 戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為を行う場合
- ② 1 戸又は 2 戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その敷地の規模が 1,000 m²以上のもの
- ③ 3 戸以上の住宅を建築しようとする場合
- ④ 建築物を改築し、用途を変更して、3 戸以上の住宅とする場合

※ただし、都市計画区域外は届出不要。

◎都市機能誘導区域（都心地区）外において届出が必要となる行為

- ① 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行う場合
- ② 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ③ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ④ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

※ただし、都市計画区域外は届出不要。

◎都市機能誘導区域（都心地区）内において届出が必要となる行為

都市機能誘導区域内で、当該都市機能誘導区域に設定されている誘導施設を休止又は廃止する場合

<本市の誘導施設>

図書館：図書館法第 2 条第 1 項に定めるもの

美術館：博物館法第 2 条第 1 項に定めるもの

専門学校：学校教育法第 124 条に定めるもの

博物館：博物館法第 2 条第 1 項又は第 29 条に定めるもの

地域医療支援センター：地方厚生（支）局長に認可された在宅療養支援病院及び診療所で医療介護連携相談機能を有するもの